

## ○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生産第 3466 号農林水産事務次官依命通知） 新旧対照表

新	旧
<p>第1 趣旨</p> <p>米政策の見直しを<u>着実に実施していく</u>ためには、生産者及び集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る必要がある。このため、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に行う体制の整備に加え、産地・生産者と中食・外食事業者のニーズを踏まえた業務用米等の安定取引の推進を支援する。</p> <p>また、米の現物市場の取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援を行う。</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>本事業は、次に掲げる内容により構成するものとする。</p> <p>1 周年供給・需要拡大支援</p> <p>産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出向け・業務用向け等の販売促進等の取組又は非主食用への販売の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。</p> <p>2 現物市場のシステム開発・導入支援</p> <p>米の現物市場の取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入等を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。</p> <p>3 業務用米等の安定取引拡大支援</p> <p>業務用米等に関し、産地・生産者と中食・外食事業者それぞれのニーズを踏まえた安定的な取引を継続かつ拡大させていくことを目的としたセミナーや商談会等の開催等の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1の事業の実施主体は、需要に応じた生産・販売を行うために、必要な積立てを行っている集荷業者・団体又は事業実施年度中に積立てを開始した集荷業者・団体であって農林水産省政策統括官（以下「政策統括</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>米政策の見直しを<u>推進</u>するためには、生産者及び集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る必要がある。このため、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に行う体制の整備に加え、産地・生産者と中食・外食事業者のニーズを踏まえた業務用米等の安定取引の推進を支援する。</p> <p>また、米の現物市場の取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援を行う。</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>本事業は、次に掲げる内容により構成するものとする。</p> <p>1 周年供給・需要拡大支援</p> <p>産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出向け・業務用向け等への販売促進等の取組又は非主食用への販売の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。</p> <p>2 現物市場のシステム開発・導入支援</p> <p>米の現物市場の取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入等を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。</p> <p>3 業務用米等の安定取引拡大支援</p> <p>業務用米等に関し、産地・生産者と中食・外食事業者それぞれのニーズを踏まえた安定的な取引を継続かつ拡大させていくことを目的としたセミナーや商談会等の開催等の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1の事業の実施主体は、需要に応じた生産・販売を行うために、必要な積立てを行っている集荷業者・団体又は事業実施年度中に積立てを開始した集荷業者・団体であって農林水産省政策統括官（以下「政策統括</p>

官」という。)が別に定める要件を満たすものとする。

2 第2の2の事業の実施主体は、現物市場の開設主体であって政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。

3 第2の3の事業の実施主体は、民間団体等であって政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。

#### 第4 事業実施手続

1 事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「事業承認者」という。)に提出して、その承認を受けるものとする。

2 1の事業実施計画の重要な変更(政策統括官が別に定めるものをいう。)に係る手続は1に準じて行うものとする。

#### 第5 事業の対象期間及び実施

本事業の対象期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とする。ただし、事業の実施、確認等が翌年度に及ぶものについては、翌年度において、当該事業経費に係る予算が確保できた場合において、事業の継続ができるものとする。

#### 第6 助成措置

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業に必要な経費について政策統括官が別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第7 報告等

事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、本事業の実施状況及び評価を取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。

#### 第8 指導監督

事業承認者は、本事業の実施に関して、事業実施主体に対し、指導及び監督を行うものとする。

#### 第9 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほ

官」という。)が別に定める要件を満たすものとする。

2 第2の2の事業の実施主体は、現物市場の開設主体であって政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。

3 第2の3の事業の実施主体は、民間団体等であって政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。

#### 第4 事業実施手続

1 事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「事業承認者」という。)に提出して、その承認を受けるものとする。

2 1の事業実施計画の重要な変更(政策統括官が別に定めるものをいう。)に係る手続は1に準じて行うものとする。

#### 第5 事業の対象期間及び実施

本事業の対象期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。ただし、事業の実施、確認等が翌年度に及ぶものについては、翌年度において、当該事業経費に係る予算が確保できた場合において、事業の継続ができるものとする。

#### 第6 助成措置

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業に必要な経費について政策統括官が別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第7 報告等

事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、本事業の実施状況及び評価を取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。

#### 第8 指導監督

事業承認者は、本事業の実施に関して、事業実施主体に対し、指導及び監督を行うものとする。

#### 第9 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほ

か、政策統括官が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1823 号)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により政策統括官がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により政策統括官に対してされた申請等とみなす。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 27 政統第 918 号)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日 28 政統第 1859 号)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日 29 政統第 1928 号)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

か、政策統括官が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1823 号)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により政策統括官がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により政策統括官に対してされた申請等とみなす。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 27 政統第 918 号)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日 28 政統第 1859 号)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

(別表)

米穀周年供給・需要拡大支援事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
周年供給・需要拡大支援の事業実施主体	地方農政局長(北海道に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長)
現物市場のシステム開発・導入支援の事業実施主体	政策統括官
業務用米等の安定取引拡大支援の事業実施主体	政策統括官

(別表)

米穀周年供給・需要拡大支援事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
周年供給・需要拡大支援の事業実施主体	地方農政局長(北海道に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長)
現物市場のシステム開発・導入支援の事業実施主体	政策統括官
業務用米等の安定取引拡大支援の事業実施主体	政策統括官